

# 紀の川飯賛同店募集要領

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている紀の川市内の飲食業又は宿泊業を営む事業者を支援するため、「テイクアウト（持ち帰り）」と「デリバリー（宅配）」が可能な事業者の情報を発信し、地域で応援することを目的として実施する。

## 2. 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 紀の川市内に主たる事業所を有する飲食業又は宿泊業を営む者
- (2) テイクアウト及びデリバリー事業に必要な食品営業許可を有している者
- (3) 市が指定するホームページとInstagramに店舗情報を掲載する意思のある者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

## 3. 申請手続きについて

### (1) 申請書類

①紀の川飯エントリーシートをご記入のうえ提出下さい。

エントリーシートは、紀の川市ホームページからダウンロードできます。

②メニュー・価格・店舗・従業員などの写真を提出下さい。（最大5点まで）

(2) 申請先 [info@kinokawa-sci.or.jp](mailto:info@kinokawa-sci.or.jp) まで送信願います。

【直接持参される方は以下の窓口へ】

### ①紀の川市商工会

〒649-6531 紀の川市粉河878-2

TEL0736-74-3000

### ②那賀町商工会

〒649-6531 紀の川名手市場146-4

TEL0736-75-4026

写真を提供いただく必要があるため、FAXでの提出はご遠慮願います。

(3) 問い合わせ先

紀の川市農林商工部商工労働課

〒649-6491 紀の川市西大井338

メールアドレス k030500-001@city.kinokawa.lg.jp

TEL 0736-77-2511 FAX 0736-77-0917

(4) 申請期間

令和2年5月1日（金）から令和2年12月25日（金）まで

(5) 申請後の協力依頼

事業者には、PRグッズの「のぼり旗」を配布するので店頭等での周知にご協力下さい。

**4. 紀の川飯賛同店の取消について**

紀の川飯賛同店募集要領に違反する行為があった場合、賛同店の取消しを行う場合があります。

**5. その他留意事項について**

(1) ホームページの開設は令和2年6月初旬を予定しております。

(2) インスタグラムは開設していますので速やかに掲載させていただきます。

アカウントのフォローをお願いします

(3) ホームページのレイアウト等に関することは一任願います。

(4) 掲載するホームページは、紀の川市役所・各商工会でも周知しますが、掲載店においても積極的な周知にご協力下さい。

(5) 各掲載店舗は、衛生環境への取り組みを独自で実施して下さい。